

## 《第2部》

# 子ども・若者育成支援施策の 実施状況



## 第1章 人口

## 第1節 若者の地域定着の推進

## 1 若者に対する奨学金の返還支援

県では、若者の県内定着・還流の促進及び産業人財の確保を図るため、35歳未満の若者が6年間青森県内に住み、対象企業（サポート企業）で働いたとき、県とサポート企業とで奨学金の返還を支援する「あおりり若者定着奨学金返還支援制度」を令和4年度から運用している。

<対象者>

- ・日本学生支援機構又は青森県育英奨学会の奨学金利用者
- ・大学・短大等を卒業した35歳未満の者（※就職時点・県内居住）
- ・現在青森県内で正規雇用されていない者

<要件>

- ①企業、若者ともに内定前までに制度に登録していること
- ②県内に居住し、かつサポート企業に就職すること
- ③上記②の要件を満たしてから3年及び6年経過すること

<支援内容>

以下の金額をサポート企業と県が2分の1ずつ負担し、貸与機関に繰上返還する。

学校区分	支援額（企業が設定）
大学等	150万円、100万円、60万円のいずれか
短大等	75万円、50万円、30万円のいずれか

※支援額は返還総額（残額）の2分の1を上限とする。

※要件を満たして3年経過時と6年経過時にそれぞれ支援額の2分の1を支援